

パロディとデクミン事件

弁護士 坂田 均

1 デクミン事件の経緯

パロディに関する重要な裁判例といえば、欧州司法裁判所 (European Court of Justice) (以下、ECJという) が下したデクミン (Deckmyn) 事件判決¹を挙げることができる。

本件は、漫画『スパイクとスージー (Spike and Suzy)』(ウィリー・ファンデルステーン (Willy Vandersteen) 著) の一コマを利用したパロディで、政治的な風刺に関する事案である。下図左がオリジナル作品である。山高帽を被った篤志家が市民に金貨を撒いている姿が描かれている。他方で、下図右がパロディ作品で、篤志家に代えて、ベルギーのヘント (Ghent) 市の市長の姿が描かれている。市長が白いチュニカを着て同じくコインをばら撒いているが、コインを拾おうとしているのは、市民に代えて、白と黒のボールを着た人々である。市長が公の資金を浪費してボールを着た人々に金貨をばら撒いている様子を描くことで、市長の政治姿勢を批判または風刺している。二つの作品は多くの点で共通しており、パロディ作品がオリジナル作品を無断複製もしくは翻案していることは明らかである。

そこで、著作者であるファンデルステーンらは、パロディ作品の編集責任者でフレミッシュ国民党員であるデクミンに対して、著作権侵害を理由に訴えを提起した。ブリュッセル高等裁判所は、この事件の手續



出典 : Deckmyn and Vrijheidsfonds v. Vandersteen, Case C-201/13

を一旦停止して、ECJに対し、予備判決 (preliminary ruling) を求めた²。判断の先決問題として、パロディがEU法上の独自の概念かという点と、パロディが認められる要件が何かを確定させる必要があると判断したためである。

2 EU法上の概念としてのパロディと解釈基準

EU加盟国の中には既に国内法でパロディに関する規定をおいている国がある。ベルギーの場合は、著作権および関連権法22条1項6号で「公正な慣行に従った戯画、パロディおよびパスティーシュ (caricature, parody and pastiche, observing fair practice)」は権利制限されると規定している。

他方で、EUは、加盟国に向けた「情報化社会における著作権並びに著作隣接権の調和に関する指令」³ (以下、情報社会指令という) が、複製権と公衆送信権の権利制限のひとつとして「戯画、パロディまたはパスティーシュ目的の著作物の利用 (use for the purpose of caricature, parody or pastiche)」について規定している (同指令5条(3)(K))。

まず、第1に、パロディの概念が、加盟国の国内法の概念か、それともEU法上の概念かという問題がある。ECJは、このデクミン事件判決で、EU法上の概念 (an autonomous concept of EU law) であることを確認している⁴。

第2に、情報社会指令5条(3)(K)は極めてシンプルで、定義規定をおいていないし要件の定めもないので、解釈基準をどこに求めるのかという課題があった。

一つのヒントが、情報社会指令の前文 (recital) である。そこには、国境を越える著作物の利用の発展のため、権利者と利用者の利益の「公正な均衡 (fair balance)」が担保されなければならないという考え方が示されている (前文31項)。ECJは、ここに同指令5条(3)(K)の解釈基準を求めた。すなわち、ECJは、本判決で、前文31項を引用して、同指令5条の権利制限規定を解釈する場合には、両者の「公平な均衡」が達成されなければならないと指摘したのである⁵。

第3に、「公平な均衡」が図られているかどうかを判断するには、「事件の全ての事情 (all the circumstances of the case)」を考慮しなければならないとしている⁶。ただ、同判決は具体的にどのような事情を考慮すべきかについては何にも答えていない。

3 ウェポン型 (Weapon Parody) のパロディは認められるか

デクミン事件でパロディの対象とされたのは、オリジナル作品の性質や著作者の表現態度ではない。上図右のパロディ作品からは、オリジナル作品を想起することはできるが、同作品はオリジナル作品自体を批判もしくは風刺したものではなく、当時のヘント市長による公の資金の浪費を批判もしくは風刺したものである。パロディの類型としては、いわゆる「ウェポン型」に属する。典型的な類型である「ターゲット型(Target Parody)」は、オリジナル作品自体もしくは著作者をパロディの対象とするから、オリジナル作品の引用が不可欠であるが、この「ウェポン型」の場合は、オリジナル作品以外の事象をパロディの対象とするから、オリジナル作品を引用せずに、他の表現方法によって同様の効果を期待することも可能である。従って、オリジナル作品を引用することが本当に必要であったかが問われることになる。

キャンベル(Campbell)事件で、アメリカ合衆国連邦最高裁判所はパロディが「公正な利用(Fair Use)」に該当する場合があることを認めたが、対象を「ターゲット型」に限定している⁷。その理由について同裁判所は、「パロディの核心は、オリジナル作品の一部を利用することによって、新しい何かを作り出すことにある。オリジナル作品の性質やスタイルに対する批評的要素がなければ、それは単に世間の注目を得るため、または、新たなものを作る努力を回避するためにオリジナル作品を利用したに過ぎず、他人の作品を借用することの公正さを減退させる(diminish fairness)ものである。」と述べている⁸。

このようにパロディの範囲を限定する立場に立てば、パロディを正当化するためには、パロディ作品からオリジナル作品に対する批判的要素が合理的に認識し得るものでなければならない。これがパロディを正当化することになる⁹。

4 デクミン事件判決におけるパロディの要件

デクミン事件でECJが明らかにしたパロディを成立させるための要件は、極めて単純で広汎なものである。

まず、最初に、パロディの意味については、「日々の言葉の通常の意味(usual meaning in everyday language)」によって決せられるとした。その上で、パロディの要件については、(1)既存作品を想起すること(to evoke an existing work)、および、(2)表現にユーモアまたは嘲笑が含まれていること(to constitute an expression of humour or mockery)に限定している¹⁰。

ブリュッセル高等裁判所が照会したその他の質問事項に関しては、①パロディ作品自体の創作性を要求することも、②オリジナル作品を表示することも、そして、③パロディ作品をオリジナル作品の著作者以外の者に起因させることも、いずれもパロディの要件とはしないと明言している¹¹。

また、ECJは、キャンベル事件判決のようにオリジナル作品の性質やスタイルに対する批評的要素は求めず、ウェポン型のパロディを排除しなかった。ECJはパロディの抗弁を広く認める方針である。ここに、ECJの情報社会指令についての解釈態度、すなわち、同指令2条および3条の権利付与(請求原因)は厳格に解釈し、同5条の権利制限(抗弁)は緩やかに解釈するという基本的な考え方が現れている。

しかしながら、そこで示された2つの要件はあまりにも広汎でパロディを無暗に許容しすぎるのではないかという懸念が生じる。権利者と利用者の利害のバランスをとることが必要である。

5 「公正な均衡」の要件について

ECJは、上記2つの要件に加えて、情報社会指令の前文31項を引用して、パロディの権利制限規定の解釈においては、一方で、同指令2条、同3条で保護される著作者の利益と、他方で、同指令5条(3)(K)で保護される利用者の表現の自由の保障との、「公正な均衡」が図られなければならないと指摘した¹²。

どのようにしてこの「公正な均衡」が図られているかは、既に述べたように「事件の全ての事情」を考慮して判断されることになるが、その判断は、ECJではなく、加盟国の裁判所に委ねられることになる¹³。

どのような事情が考慮されるかについては、加盟国の裁判例の蓄積を待たなくてはならないが、おそらくアメリカの「公正な利用」と同様の総合的評価が行われると思われる。例えば、米国著作権法107条の第1の目的要素のように、「変容的(transformative)」であるか、「商業目的(commercial purpose)」か、政治的、社会的メッセージが含まれているか、表現の自由としての重要性があるか等が検討されるであろう。第3の使用している量及び実質的部分の要素に関しては、同様に、行為の目的との関係で必要なものとして正当化できるかが検討されるであろうが、必ずしも「作品の全部複製(reproduction of entire work)」が当然には「公正な均衡」を否定する方向には働かないであろう。

6 推定(assumption)について

最後に、ECJは、情報社会指令5条(3)(K)のパロディに該当するかどうかについて、パロディ作品が上記2つの要件を充足すること、および、「公正な均衡」が維持されていることについて、推定が働くと判断している¹⁴。ECJは、理由については何も述べていないが、おそらくパロディが社会にとって重要な表現形式の一つであり、かつ、表現の自由という重要な基本的人権の一つであることを自覚してのことであろうと思われる。

- 1 Deckmyn and Vrijheidsfonds v. Vandersteen, Case C-201/13, EU: C:2014:2132 (ECJ, Grand Chamber)
- 2 EU加盟国の裁判所がEUの法規の解釈や有効性について、CJEUに対して予備判決を求めることができる紹介制度 (Treaty establishing the European Community (TEC), Art.234, and Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU), Art.267)
- 3 Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society.
- 4 註1で示す判決15項
- 5 同判決26項
- 6 同判決28項
- 7 Campbell, ASK Skywalker, et A.L. v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994).
- 8 同判決, pp580.
- 9 同判決 pp583.
- 10 註1記載判決20項
- 11 同判決21項
- 12 同判決26項、同27項
- 13 同判決30項
- 14 同判決35項